

JHF 理事会議事録

日 時： 2018年8月30日(木) 14:00～18:00

場 所： JHF事務局会議室（北区中里1-1-1-301）

1. 議長・議事録作成成人指名

議長： 殿塚裕紀 議事録署名人：出席理事監事全員

2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 芦川雄一郎 市川 孝 内田孝也 大沢 豊 金井 誠
小林秀彰 殿塚裕紀 増田憲治 安田英二郎

【監事】 岩村浩秀

（出席理事9名（スカイプ参加1名：増田）今理事会は定足数を満たし成立した）

3. 理事の一言

芦川理事：アジア競技大会でメダルを取ったので事務局はマスコミ対応しています。先々週にJHFレポートの編集会議で、気象の変化が激しいことも含め安全性委員会ページの項目を検討しました。

金井理事：障害者のフライトについては好意的に取り上げてもらっているが、色々なところで事故の波及があり気をつけて対応しています。

市川理事：6月末に内閣府へ事業報告等の申請手続きをしました。

岩村監事：ハングの事故がありました。あまり飛んでいない人が高性能のグライダーで飛ぶ場合、教員も気をつけていく必要があると思います。

議長（殿塚理事）：タンデムの事故に関連して教員スクール事業委員会、安全性委員会に出席しました。事故の影響については今後の課題だと思います。

内田会長：安全性委員会、JHFのウェブのサーバー引越しの打ち合わせ、教員スクール事業委員会、ハングパラ振興委員会に出席、事故安全対策をJPMAと協力したいということでJAAへ説明、熱気球運営機構から声がかかりスカイスポーツ推進議員連盟の説明に行きました。

大沢理事：エリアの都合で池田山大会が中止になりました。9月は足尾でパラ、ハングの大会があります。

小林副会長：福岡で2件事故が発生。ツリーランの救助中に枝が折れました。宙吊りの場合の対策について考えていきます。海上保安庁が海岸で行方不明者捜索中のヘリコプターの近くをパラが飛んで乱流で落ちた事故があり国の事故調が調査中です。

増田理事：池田山エリアがタンデム事故の影響で閉鎖になりました。話し合いは進んでいますが再開の目途は立っていない状況です。

4. 審議事項

審議事項4-1 2018年ハンググライディング日本選手権開催地の承認について

大沢理事より11月22日～25日に静岡県富士宮市の西富士エリアでハンググライディング日本選手権開催についての説明があり、開催地承認の議決をした。

採決の結果、【賛成8 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、金井、小林、増田、安田

審議事項4-2 JHF各規程の改訂について

小林副会長から説明があり、それぞれ改訂について審議した。

JHF正会員（都道府県連盟）助成金事業交付規程

安田副会長：第5条の「振興事業費交付申請書等」の「等」は何ですか？

内田会長：（1）～（3）です。

安田副会長：そうであればそう書いてください。2項について「申請に代えることができる」となっていますが、JHFが認めることが出来るということの方がよい。このような書き方だと問題が残ることもある。従来どおりであればこのままでもよい。

JHFにおける諸規定作成管理要領

内田会長：規程案の題名が未修正なので正式版で委員会に直させます。

JHF宮原賞に関する規程

JHF名誉会長、名誉顧問、顧問選任規程

市川理事：ここに常任理事在任10年以上となっていますが、常任理事はいません。

大沢理事：「常任」と「(又は理事)」も取りましょう。

小林副会長：今はいませんが過去には居たし将来出来るかも知れない。

JHF名義使用承認規程

内田会長：協賛という意味が「人的物的費用等を伴って支援することをいう」となっている。改訂前の「賛意を示し助力することをいう」でいいはず。「人的物的費用等を伴って」を削除したいと提案します。

議長（殿塚理事）：では、ここで内田会長の修正案で賛成の方は挙手をお願いします。

採決の結果、【賛成8 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、金井、小林、増田、安田

JHF事故調査員規程

JHF事業実施指針

内田会長：委員会に申し送りを出します。この指針で規程の名前が変わっています。制度委員会が正式版にする際に、最終的な文言に直すように指示します。また委員会のやり取り中でコメントが入っているのに直っていない箇所があるので、正式版には反映してもらいます。

小林副会長：この実施指針は、ここまで細かく決めてよいのでしょうか？ 実際に大会の運営は競技委員会が決めていることもある。各委員会が取り組んでいることもあるので無くしてもよい。

安田副会長：実施指針の2.安全指針の（2）は廃止。細則は不要。実施指針の細則に関わる文言も削除。

内田会長：細則について文書名がおかしいところがありますので直させます。

金井理事：細則は廃止に賛成です。

岩村監事：細則には繋げないで、別途インターネット等でガイドラインとすればよい。

内田会長：実施指針と細則は別々の規程ですから、ごっちゃに審議しないでください。委員会から理事会に規則の可否を問われた時の理事会では要るものとなりましたよね。

小林副会長：これらが決められたのは、社団化の際など必要だったからでは。

安田副会長：正式の規程からは外し公開は止めましょう。

JHF 事業実施指針細則

議長（殿塚理事）：では、JHF 事業実施指針の2.安全指針の（2）を削除。及び JHF 実施指針細則の削除、実施指針の細則に関わる文言も削除ということによろしいですか？

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権1】で可決された。

賛成： 芦川、市川、大沢、金井、小林、増田、安田

棄権： 内田

JHF 日本学生フライヤー連盟助成事業交付規程

議長（殿塚理事）：では、修正を含め各規程の改訂について問題がなければ挙手をお願いします。

採決の結果、【賛成8 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、金井、小林、増田、安田

内田会長：それでは条件付き承認について、制度委員会に説明し理事会議決の通りに最終正式版を作成してもらいます。

審議4-3 JHF 保有デジタル無線機の修理について

議長（殿塚理事）：大沢理事から審議事項追加があります。

大沢理事：JHF 保有の貸出用のデジタル無線機15台の内4台が故障で貸出し出来ない。これを修理に出したいので承認をお願いします。

議長（殿塚理事）：故障中のデジタル無線機を修理に出すということで賛成の方は挙手をお願いします。

採決の結果、【賛成8 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、金井、小林、増田、安田

金井理事：貸出機の修理については賛成です。電波法の関係もあり普及していく中、JHF が貸出用を持つことは必要ですか？

大沢理事：大会で5台ずつ予備としてスペアで持つのと役員が持っていない人がいるので使います。

5. 協議事項

協議5-1 補助動力によるトーイングについて

芦川理事：2016年のアキュラシー日本選手権をトーイングで実施。今年もトーイング開催を予定している。トーイングについては基準やルールがJHFにありません。JHF主催の日本選手権であることもあり何か必要ではないか。

大沢理事：トーイングとはどういうものを提示する書類がない。

芦川理事：高さや競技基準もない。

大沢理事：アキュラシーの競技としての決まりはちゃんとあります。

安田副会長：基準はあるべきだが、現在は競技委員会の判断で開催しているので競技委員会に検討してもらいましょう。

金井理事：私もあるべきだと思う。補助動力と制度に跨る話になると思う。

議長（殿塚理事）：それについては安全性委員長とSIVの話をしています。ドイツに行く予定があるのでトーイングについて勉強して来るそうです。ドイツは巻き込み型が主流でパラグライダー人口も増えているようで報告が出ます。それを元に検討をしましょう。

内田会長：補助動力委員会でトーイングを扱いたいと言われていています。トーイングマシンやパワーも決めたいのですが規定するのは止めて欲しいと言いました。審議は続けている。

金井理事：競技だけでなく、補助動力トーイングそのものが普及の一つの手段としては有効です。ドイツでも広がっているのと同じ発想ですが、規制がないから自由にやっています。事故があってから規制をするのではなく発展的なルールが明確になるのは必要です。

芦川理事：どういう基準でやっているかを調べガイドラインも必要です。

小林副会長：トーイングは補助動力委員会から切り離した方がよい。特別委員会を作りスペシャリストを集めた方がよい。技能証規程にするのか、ガイドラインにするのか理事会が方向性を決めてそれをプロフェッショナルに任せる。

安田副会長：それは安全なトーイングのやり方を研究してもらおうということですか？

金井理事：トーイング専門委員会は、補助動力と引っ張るのは違うので区別した方が合理的です。日本では流派が3つありそれぞれ違う。JHFで統一しないといけないこと。リトアニアのアキュラシー世界選手権が開催された時に日本の選手は技能証がなかったので、オーストラリアのライセンスを持っていた山谷さんに赤湯でトーイングをしてもらい選手の実績としました。

小林副会長：やるのであれば担当理事を決めて進めましょう。1本に絞り込むのは可能ですか？

安田副会長：トーイングのマニュアル化ですね。3本あってもよい。

金井理事：流派に拘らずある程度基本事項だけまとまっているマニュアルがあればよいと思う。

小林副会長：指導員の育成が先ですので対象は教員以上になります。研修会をまず開く。

議長（殿塚理事）：誰がどうやって研修会を開くか。

金井理事：認証が必要であれば集まって一定のことをしないとライセンスにならない。集まって講習を受けよう。第1回は現在実際に行っている方々を集めるのがよい。

安田副会長：相互の勉強会でよいと思う。

議長（殿塚理事）：ハングとパラは分けて考えたい。

金井理事：明確化が必要だということで特別委員会を作りますか？

議長（殿塚理事）：色々な大会でトーイングをやっていますが、何もルールがない中で開催していた。日本選手権をトーイング開催で行い、万が一事故が起きた場合、JHFはトーイングについて何も考えないでやっていたのかとなる。

安田副会長：まずは現状把握で、どういうやり方でやっているか調査しましょう。補助動力委員会ですか？

小林副会長：今後の方針として理事会でどう進めるか、目標として何をやっていくか、2018年アキュラシー日本選手権から勉強会を始めて2020年位に出来るようにしてはどうですか？

安田副会長：実際に使っている人を集めて特別委員会を作りますか？

小林副会長：金井理事、殿塚理事に担当になってもらい進めてもらいましょう。

金井理事：委員会に確認をして調査をして方向性を考えます。

議長（殿塚理事）：金井理事と私で担当理事として情報をまとめて次回以降に報告をします。

協議5-2 日本選手権の映像記録について

芦川理事：アジア競技大会でメダルを取った実績も出て、日本選手権に限らずマスコミからは映像の依頼がある。少なくとも日本選手権はこういう競技をやっているという映像が欲しい。昔の大会ではパンフレットがあり競技説明あった。映像、競技ルールについては問い合わせもある事務局で管理したい。

小林副会長：リンクフリーでウェブ管理すればよいのでは？

内田会長：アジア競技大会では、通常のFAI競技と違う事もあって、説明資料などはきちんと用意していたが、テレビ局からの動画の要望だけは想定できていなかった。

安田副会長：賛成ですが誰が映像を撮りますか？

小林副会長：GoProで選手に撮ってもらいましょう。テイクオフとゴールは固定カメラです。

内田会長：事務局からハングパラ振興委員会には検討依頼が出ている。

金井理事：資料、映像、普及やテレビ対応の資料は、競技団体なので各大会の記録は写真、映像、文字で残すべき。日本選手権であれば事務局には蓄積すべきです。

議長（殿塚理事）：記録を残すのに映像、画像は必要と思いますがどう残すか。募集するか、専属で映像を撮ってもらうか。

大沢理事：画像については主催者がある程度持っているのでJHFに蓄積すればよい。ドローンで撮った写真もあります。

金井理事：必要性はあるということで、大会毎の映像、画像を集めるようにしましょう。

内田会長：大会主催者に依頼はできますが義務にはできません。

審議事項5-3 都道府県連盟助成金事業交付規程について

増田理事：都道府県連盟事業費が未払で貯まっています。これを解消したいので、申請期限を設けて未払金の処置を決めるために規程を改訂したい。

岩村監事：JHFの決算上では支払いとして未払にしている。都道府県連盟から申請が来れば出す。予算で組んでいるので未払にしているが、過去のものはJHFに戻すか都道府県連盟に出すか。

小林副会長：扱い方なので、段階としては督促をしてそれでも申請がなければ期限を決める。経理上理想的

なのはどうか？

岩村監事：厳しく言うのであれば一度JHF一般会計に戻し申請があったら払う。

小林副会長：単年度で切らないと後が困りますね？

内田会長：未払計上は一度一般会計に戻しても何年後であっても申請があれば支払う。

岩村監事：交付金なのか助成金か。助成は公益事業を実施するから欲しいということで、交付金は無条件に出します。助成であれば過去の権利がずっと残るということはありません。

小林副会長：その解釈が規程としては出ていません。規程にないから過去の分を払わなければいけないのか。

岩村監事：事業をしていなくても資料を出せば助成金を出すのか。

内田会長：過去に実際5年分とかの資料をまとめて提出してきて、支払った例があります。

議長（殿塚理事）：増田理事は申請をするのであれば期限を決めましょうということですね。

金井理事：未払金は他事業で使えるようにしたいという主旨だと思います。

小林副会長：時効が過ぎたらもう出さない。

安田副会長：期限を決めましょう。

金井理事：期限を決めるということは今迄の累積も消えるということをはッキリさせないといけない。

内田会長：処理を変えるのであれば、例えば3年前の分までしか申請できないと期限を決めて変えることを宣言、告知しないといけない。申請があれば払うようにしている現状のままの方がよい。

金井理事：変わる前に告知はしないといけないけど、ここで決めれば次からは理事会では無くなります。

小林副会長：区切りを付けるか、期限はどうするか。規程を変えることは可能です。

金井理事：単年度会計でよいと思います。

小林副会長：2019年を目指して附則を作り、過去の精算をされたら支払うとして、それ以降は単年度で切る。

内田会長：2019年からやるのではなく、請求があったら払うけど一般会計に段階的に戻すような形がよい。今の規則のままでもやれます。一般会計に一度に戻すと収支がおかしくなります。

岩村監事：原則は1年にして段階的に戻す形にすればよい。それか毎年理事会で何年分を戻すかにする。

小林副会長：期限を決めればそれを制度委員会に伝えて規程の改訂をしてもらいます。どうやって減らすかは別途協議をしましょう。

安田副会長：申請は1年限り、過去の分は10年過ぎたものは請求出来ないように規程に入れればよい。

小林副会長：それは附則に入れましょう。2019年の特別措置として過去分の申請があれば過去10年分（2009年から2018年）は払う。2019年の総会で説明をすれば間に合うと思う。JHF6月総会案内と合わせて出します。

議長（殿塚理事）：新しい申請については期限1年間、現在未払い計上されている過去10年分（2009年～2018年）のものに関しては次回の総会迄に提出があれば2019年一回限り支払いをするという方向性で制度委員会に検討してもらいます。

審議事項5－4 重大事故の事故報告について

増田理事：重大事故、社会的に影響度が大きい事故の調査報告を安全性委員会のホームページで掲載し、風化しないように規程に追記する提案です。重大事故の調査報告が安全性委員会と事務局で閉じてしまう。会

員として重大事故の調査報告書を閲覧する権利があり、再発防止に努める義務もある。JHFレポートでは報告がありますが年4回の制約、紙面の都合で詳細が報告出来ない。安全性委員会のホームページでは2008年以降が更新されていない。国交省の事故報告書を参考にしたい。

(参考) <http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/aircraft/index.php>

出典：国土交通省・運輸安全委員会ホームページの事故報告

小林副会長：重大事故は情報が集まりやすいのですが、インシデント情報が集まりにくい。

安田副会長：安全性委員会が調査報告書を作ることはめったにない。

金井理事：何年か直接事故調査には行っておらず事故報告書だけでした。今年はやっています。

小林副会長：事故調査員がいるのでやってもらえればデータは集まる。安全性委員会だけでは手狭なところはあるので理事も協力をしてやっていけば。

金井理事：安全性委員会と事務局で閉じてしまう懸念ですが、私は福島事故については調査に行き、安全性委員会と事務局には出しているが、ホームページにも乗っていないので会員からは共用されないと懸念になる。

芦川理事：安全性委員会のサイトに概要、速報はありますが、事故調査報告は2007年から出ていません。

小林副会長：事故データベースを作る上ではネットに載せるのが早い。国交省のページは複雑ではないので難しくないと思う。

安田副会長：事故調査報告は公開するのであれば公開用を作ることになる。

内田会長：個人情報問題がありJHFのレポートを前提にも責任追求されます。昔はそれに気を使って個人情報分からないように事故情報を公表出来ないことがあった。再発防止措置のための公表であるので、その後は起きた事故の分析より安全啓蒙を重視しました。大きな事故が起きれば調べるが、その事故を赤裸々に出すことで安全向上になるとはなっていません。

小林副会長：国交省のホームページでは会長の懸念についてはうまく作っている。その辺のテクニックを身に付けるべき。

内田会長：国の事故調では法律で免責があるが、我々はそうではないです。

金井理事：生の報告は教員更新講習会までにし、公開用は会長が言っている懸念がないように出す。2種類になるが、生の情報は教員、教員検定員には出した方がよい。

芦川理事：現在の安全性委員会のサイトに事故概要は2017年迄出している。それではダメですか？

増田理事：事故概要は見ています。一覧表としては分かりますが、重大事故に対して深堀が出来ないのが懸念です。

金井理事：事故が減らすことが必要なので、原因と対策で完結したい。

芦川理事：再発防止が必要であれば、ここに再発防止の文言を入れればよい。

内田会長：分析をすと言っていますが、その業務を任せ責任を持ってもらっているのが安全性委員会です。彼らのやっている事を信用しないのですか。

小林副会長：公開情報としてどういう内容を載せるか方針が必要になる。

岩村監事：民事訴訟になった場合にそれを書いた人が責任を取れますか？

市川理事：それも概要だけ載せることになっていると思う。映像が残っていてもそれは家族に見せられるのか逡巡することもあり、公には出来ません。

内田会長：昨年の教員検定員研修検定会では、実際に起きた死亡事故のパイロットがヘルメットにつけた画

像も使って説明していた。検定員が更新講習会をやる時にあの映像を貸して欲しいと安易に言って来たが、自分の言葉で説明して欲しいとなっている。つまり情報の重要度が区別できていないのです。委員会は公開したくない議論が多いので議事録等も配っていません。安全性委員会は、増田理事が言っているような事故原因、なぜ起きたかの分析は内部で行っています。

岩村監事：委員会の見解を表に出した時、見解でも問題になる。安易に表に出してよいものではありません。

芦川理事：事故原因の推測が出ると、それで裁判を起こされることが有り得る。JHFの委員会がこういう判断をしているとなる。安全性委員会の中で調査、報告をしていけばよいと思います。全てをオープンにするのは危険。

安田副会長：調査報告書をそのまま公開出来ない。公開用に作るとしても断定は一切出来ないのだから分りにくい。

大沢理事：事実は出しても推測は出せない。概要報告は出している。

芦川理事：事故については情報を把握したら事実だけは速報で出して調査中とする。

市川理事：JHFレポートに事故報告と対策、注意喚起は安全性委員会が出しています。

小林副会長：安全性委員会に担当理事が入り議論をしますか。事故再発防止については何かをしないと。

大沢理事：チェック5タグ等もありましたが、防止策については委員会で考えている。

小林副会長：速報については問題ないが、その後についてよい方向はないか担当理事と委員会で一度検討してもらってはでしょうか。

6. 報告事項について 下記が報告された。

6-1 予算実績表

6-2 フライヤー会員登録・技能証発行実績

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。(出席理事)
理事

芦川雄一郎 印

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

金井 誠 印

小林秀彰 印

殿塚裕紀 印

増田憲治 印

安田英二郎 印

監事

岩村浩秀 印

議事録作成人：桜井加代子